

吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例（案）に対するパブリックコメントの結果

募集期間：令和2年6月25日（木）から令和2年7月14日（火）

募集方法：郵送、FAX、電子メール、窓口持参

募集結果：提出件数1件、意見数3件

以下にご意見の概要と町の考え方、計画修正の有無について記載します。

	ご意見の概要	町の考え方	計画修正の有無
1	<p>第2条（定義）中の、土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第1項に規定する<u>廃棄物</u>を除く。）をいう。の記載について、この廃棄物の中に建設汚泥が含まれる。改良土、再生土についての記載を条例に加えることで、建設汚泥の埋め土材としての利用を可能にしたい。</p> <p>若しくは、砂利採取において出てくる土を還元土と称し再利用している市町村に倣うなど、再生土について考慮願いたい。</p>	<p>人為的に脱水・凝集固化等の処理をした建設汚泥等は、性状等が必ずしも一定でなく、有害物質を含有する場合や、高いアルカリ性を有し周辺水域に影響を与える場合もある等、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあり、許可事業での使用は認めていない。また、本条例は群馬県の土砂条例に準じており、改良土及び再生土を加えることは考えておりません。</p>	無し
2	<p>土砂等埋立区域の面積が、500平方メートル以上3,000平方メートル未満とあるが、他の市町村では1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満というところがある。この相違について。</p>	<p>農業委員会で使用されている農地転用の基準（農地から一般住宅用地として利用する場合は、500平方メートル以内の面積とします。）を参考とすると共に、県内他市町村の状況を参考とし、吉岡町では規制の対象を広げるため500平方メートル以上としました。</p>	無し
3	<p>敷地内に掘削土の置場がないときに、他の土地に仮置き場を設けることがある。その掘削土を元の土地に戻す場合、写真等で検査の免除・省略は可能か。</p> <p>余った土砂について、既に検査が行われている場合、速やかに埋め土材として再利用したい。</p> <p>砂利採取法においても再生土の無害がいえるので、再生土製造現場の写真等で、検査の省略化を検討して欲しい。</p>	<p>本条例は、区域外からの土砂の搬入・埋立てを規制することを目的としています。</p> <p>左記の掘削土については、仮置き場所、工事の目的等を総合的に考慮し、個別具体的に許可該当性を判断することになります。</p> <p>土壌検査により環境基準を満たしていることが判明している余った土砂であっても、搬入先が許可事業の場合は、再度土壌検査が必要となります。したがって、搬入に伴う手続を行えば、埋め土材として使用可能です。</p> <p>砂利採取の過程で生じる再生土は、一概に環境へ無害とは言い難いため、許可事業での使用は認めていない。</p> <p>なお、写真のみによる検査の省略化は、土砂等の安全性を担保できないことから、考えていません。</p>	無し